

〔論 説〕

中小企業のための会計制度に関する研究

―棚卸資産の評価に関する会計基準について―

金 川 一 夫

〔要 旨〕

本研究の目的は、棚卸資産の評価方法、開示方法等について、「企業会計基準第9号」と、「中小企業の会計に関する指針」とを比較して、中小企業のための会計制度における棚卸資産の評価に関する問題点を明らかにすることである。9号と指針とを比較すると、評価について、指針では、期末における正味売却価額が帳簿価額より下落し、かつ、金額的重要性がある場合には、時価をもって貸借対照表価額とするとしている。このように、指針では重要性の判断が要求されているのである。開示についても、指針では、重要性のあるものは注記または売上原価等の内訳項目として表示すると述べられて、開示においても重要性の判断が求められているのである。中小企業の会計に関する基本要領では、指針のこのような処理に対して、時価が取得原価よりも著しく下落したときは、回復の見込みがあると判断した場合を除き、評価損を計上するとして、重要性の判断を求めない処理を示しているのである。

はじめに

本研究の目的は、棚卸資産の評価方法、開示方法等について、企業会計基準委員会が2014年に公表した企業会計基準第9号「棚卸資産の評価に関する会計基準」と、日本公認会計士協会・日本税理士会連合会・日本商工会議所・企業会計基準委員会の4団体が2014年に公表した『中小企業の会計に関する指針（平成25年版）』（以下、指針と省略する）とを比較することで、中小企業のための会計制度における棚卸資産の評価に関する問題点を明らかにすることである。

企業会計基準委員会は、金融資本市場の国際的な競争力の維持、向上を図るために、金融資本市場のインフラである会計基準の開発に取り組み、国際的な会計基準とのコンバージェンスを進めるために、種々の取組みを進めてきている¹。これに対して、指針は中小企業が、計算書類の作成に当たり、拠ることが望ましい会計処理や注記等を示すものである²が、会計基準

¹ 企業会計基準委員会（2010）1頁。

² 日本公認会計士協会他（2014）2頁。

に基づき計算書類を作成することを妨げるものではない³のである。

1. 企業会計基準

企業会計基準委員会は平成13年（2001年）に設置された会計基準設定主体である。従来は金

図表 1 公表されている企業会計基準

| 号数 | タイトル | 公表日 | 最終改正日 | 修正日 |
|----|---|------------|------------|------------|
| 1 | 自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準 | 2002/2/21 | 2006/8/11 | 2013/9/13 |
| 2 | 1株当たり当期純利益に関する会計基準 | 2002/9/25 | 2013/9/13 | |
| 3 | 「退職給付に係る会計基準」の一部改正 ※企業会計基準第26号(平成24年5月17日公表)の適用により廃止される(当該会計基準の第40項参照)。 | 2005/3/16 | 廃止 | |
| 4 | 役員賞与に関する会計基準 | 2005/11/29 | | |
| 5 | 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準 | 2005/12/9 | 2013/9/13 | |
| 6 | 株主資本等変動計算書に関する会計基準 | 2005/12/27 | 2013/9/13 | |
| 7 | 事業分離等に関する会計基準 | 2005/12/27 | 2013/9/13 | |
| 8 | ストック・オプション等に関する会計基準 | 2005/12/27 | | 2013/9/13 |
| 9 | 棚卸資産の評価に関する会計基準 | 2006/7/5 | 2008/9/26 | |
| 10 | 金融商品に関する会計基準 (企業会計審議会) | 1999/1/22 | 2008/3/10 | |
| 11 | 関連当事者の開示に関する会計基準 | 2006/10/17 | | 2008/12/26 |
| 12 | 四半期財務諸表に関する会計基準 | 2007/3/14 | 2012/6/29 | |
| 13 | リース取引に関する会計基準 (企業会計審議会第一部会) | 1993/6/17 | 2007/3/30 | |
| 14 | 「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その2) ※企業会計基準第26号(平成24年5月17日公表)の適用により廃止される(当該会計基準の第40項参照)。 | 2007/5/15 | 廃止 | |
| 15 | 工事契約に関する会計基準 | 2007/12/27 | | |
| 16 | 持分法に関する会計基準 | 2008/3/10 | 2008/12/26 | |
| 17 | セグメント情報等の開示に関する会計基準 (企業会計審議会第一部会) | 1988/5/26 | 2010/6/30 | 2013/9/13 |
| 18 | 資産除去債務に関する会計基準 | 2008/3/31 | | 2012/5/17 |
| 19 | 「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3) ※企業会計基準第26号(平成24年5月17日公表)の適用により廃止される(当該会計基準の第40項参照)。 | 2008/7/31 | | |
| 20 | 賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準 | 2008/11/28 | 2011/3/25 | |
| 21 | 企業結合に関する会計基準 (企業会計審議会) | 2003/10/31 | 2013/9/13 | |
| 22 | 連結財務諸表に関する会計基準 | 2008/12/26 | 2013/9/13 | |
| 23 | 『研究開発費等に係る会計基準』の一部改正 | 2008/12/26 | | |
| 24 | 会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準 | 2009/12/4 | | |
| 25 | 包括利益の表示に関する会計基準 | 2010/6/30 | 2013/9/13 | |
| 26 | 退職給付に関する会計基準 (企業会計審議会) | 1998/6/16 | 2012/5/17 | |

出所) 企業会計基準1号～26号をもとに筆者が作成。

注) 企業会計審議会は、昭和23年に経済安定本部(現金融庁)内に設けられた企業会計制度対策調査会が最初であるが、後に大蔵省に移管されて企業会計基準審議会と改称され、さらに企業会計審議会と改称され、現在は金融庁の所管である。(安藤英義他(2007)282, 283頁)

³ 日本公認会計士協会他(2014)3頁。

融庁所管の企業会計審議会が会計基準を決めてきたが、それが民間に移行されて、同委員会が役割を引き継いでいる⁴。これまでに公表された会計基準は図表1に示されている。図表1に示されるように、従来の企業会計審議会により公表された基準は、金融商品に関する会計基準(10号)、リース取引に関する会計基準(13号)、セグメント情報等の開示に関する会計基準(17号)、企業結合に関する会計基準(21号)、退職給付に関する会計基準(26号)である。棚卸資産の評価方法、開示方法等について述べられている「棚卸資産の評価に関する会計基準(9号)」（以下、9号と省略する）は企業会計基準委員会により2006年7月に公表され、2008年9月に改正されている。

2. 棚卸資産の範囲

9号では、棚卸資産の範囲について3項と28項の2ヶ所で述べられている。最初に、「棚卸資産は、商品、製品、半製品、原材料、仕掛品等の資産であり、企業がその営業目的を達成するために所有し、かつ、売却を予定する資産のほか、売却を予定しない資産であっても、販売活動及び一般管理活動において短期間に消費される事務用消耗品等も含まれる(3項)⁵」と述べている。次に、「これまで、棚卸資産の範囲は、原則として、連続意見書 第四に定める次の4項目のいずれかに該当する財貨又は用役であるとされている(28項)⁶」として次の4項目を示している。

- (1) 通常の営業過程において販売するために保有する財貨又は用役
- (2) 販売を目的として現に製造中の財貨又は用役
- (3) 販売目的の財貨又は用役を生産するために短期間に消費されるべき財貨
- (4) 販売活動及び一般管理活動において短期間に消費されるべき財貨

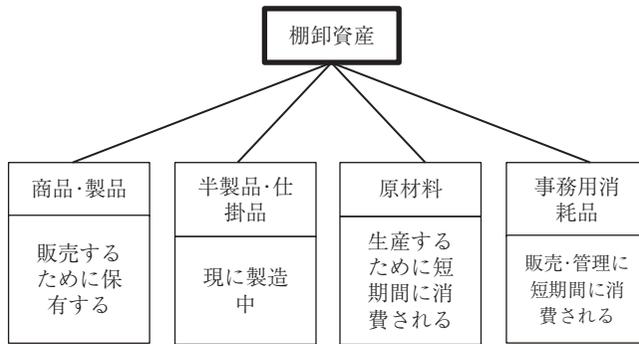
このように述べられる棚卸資産の範囲について、3項と28項で述べられる棚卸資産の関係は図表2に示される。

図表2に示されるように、商品・製品は(1)通常の営業過程において販売するために保有する財貨又は用役である。半製品・仕掛品は(2)販売を目的として現に製造中の財貨又は用役である。原材料は(3)販売目的の財貨又は用役を生産するために短期間に消費されるべき財貨である。事

⁴ 安藤英義他(2007)278頁。

⁵ 企業会計基準委員会(2008)3頁。

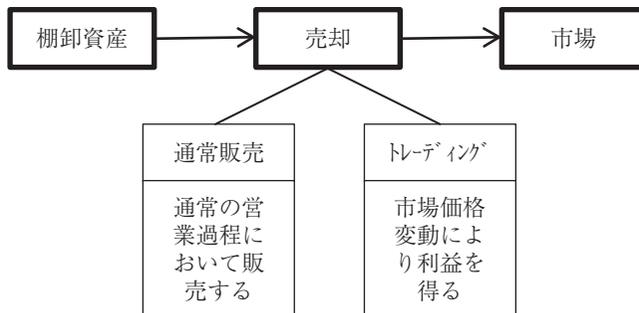
⁶ 企業会計基準委員会(2008)11頁。



図表2 棚卸資産の関係

出所) 筆者作成。

事務用消耗品は(4)販売活動及び一般管理活動において短期間に消費されるべき財貨である。これ以外に、棚卸資産の範囲には「未成工事支出金等、注文生産や請負作業についての仕掛中のもも含まれ (31項)⁷⁾」, 「販売用不動産や開発事業等支出金も棚卸資産の範囲に含まれる (32項)⁸⁾」と述べている。



図表3 売却目的

出所) 筆者作成。

また、図表3に示されるように、通常の営業過程において販売する「通常の販売目的で保有する棚卸資産」以外に、「活発な市場が存在することを前提として、棚卸資産の保有者が単に市場価格の変動により利益を得ることを目的とする (3項)⁹⁾」ような「トレーディング目的で保有する棚卸資産」に区分している。これら2つの目的をもって保有される棚卸資産に対して、それぞれの評価基準が示されている。

これに対して、指針では、棚卸資産の範囲について「棚卸資産には、商品又は製品 (副産物及び作業くずを含む。), 半製品, 仕掛品 (半成工事を含む。), 主要原材料, 補助原材料, 消耗

⁷⁾ 企業会計基準委員会 (2008) 11頁。

⁸⁾ 企業会計基準委員会 (2008) 11頁。

⁹⁾ 企業会計基準委員会 (2008) 3頁。

品で貯蔵中のもの、その他これらに準ずるものが含まれる。なお、本指針における棚卸資産とは、通常の販売目的（販売するための製造目的を含む。）で保有する棚卸資産をいうものとする（25項）¹⁰と述べている。

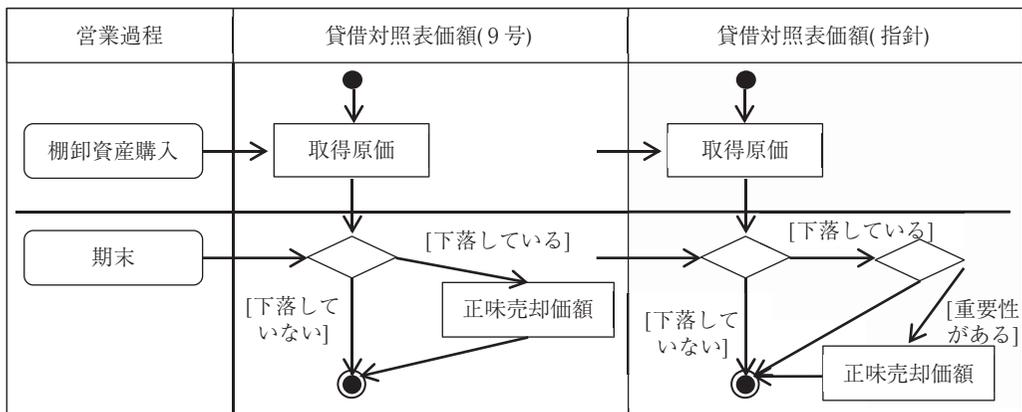
9号と指針とを比較すると、棚卸資産の範囲は同様であるが、9号は「通常の販売目的で保有する棚卸資産」と「トレーディング目的で保有する棚卸資産」に区分しているのに対して、指針では棚卸資産を「通常の販売目的で保有する棚卸資産」としている。

3. 棚卸資産の評価基準

9号では、通常の販売目的で保有する棚卸資産の評価基準について7項から14項まで、そしてトレーディング目的で保有する棚卸資産の評価基準について15、16項で述べられている。

(1) 通常の販売目的で保有する棚卸資産の評価基準

通常の販売目的で保有する棚卸資産の評価について、「取得原価をもって貸借対照表価額とし、期末における正味売却価額¹¹が取得原価よりも下落している場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額とする。この場合において、取得原価と当該正味売却価額との差額は当期の費用として処理する（7項）¹²」と述べている。



図表4 原則的評価基準
出所) 筆者作成。

¹⁰ 日本公認会計士協会他（2014）17頁。

¹¹ 「正味売却価額」とは、売価（購買市場と売却市場とが区別される場合における売却市場の時価）から見積追加製造原価及び見積販売直接経費を控除したものをいう。なお、「購買市場」とは当該資産を購入する場合に企業が参加する市場をいい、「売却市場」とは当該資産を売却する場合に企業が参加する市場をいう。（企業会計基準委員会（2008）3頁）

¹² 企業会計基準委員会（2008）4頁。

図表4の中央下部に示されるように、期末において収益性の低下により投資額の回収を見込めなくなったとき、回収可能な額まで切り下げることにより、利用者に有用な情報を提供することができるとしているのである。

(2) トレーディング目的で保有する棚卸資産の評価基準

トレーディング目的で保有する棚卸資産の評価について、「トレーディング目的で保有する棚卸資産については、市場価格に基づく価額をもって貸借対照表価額とし、帳簿価額との差額（評価差額）は、当期の損益として処理する（15項）¹³」と述べている。

さらに、60項では、「当初から加工や販売の努力を行うことなく単に市場価格の変動により利益を得るトレーディング目的で保有する棚卸資産については、投資者にとっての有用な情報は棚卸資産の期末時点の市場価格に求められると考えられることから、市場価格に基づく価額をもって貸借対照表価額とする」という考え方を示している¹⁴。

これに対して、指針では、棚卸資産の評価基準について「(1) 棚卸資産は、取得原価を貸借対照表価額とすることを原則とする。なお、期末における時価が帳簿価額より下落し、かつ、金額的重要性がある場合には、時価をもって貸借対照表価額とする。(2) (1)における時価とは、原則として正味売却価額をいう。(3) 棚卸資産につき上記(1)の事実が生じたことにより、帳簿価額を切り下げる場合、有価証券では、「50%程度以上下落」と具体的に割合が示されているが、棚卸資産については、棚卸資産の種類や市場の状況等の特性を勘案し、個別に判断する(27項)¹⁵」と述べている。

9号と指針とを比較すると、9号では、図表4の中央下部に示されるように、通常の販売目的で保有する棚卸資産は、期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額とするとしているが、指針では、図表4の右側下部に示されるように、期末における正味売却価額が帳簿価額より下落し、かつ、金額的重要性がある場合には、時価をもって貸借対照表価額とするとしている。指針では「金額的重要性がある場合に」と、「重要性」の判断が要求されているのである。

¹³ 企業会計基準委員会（2008）5頁。

¹⁴ 企業会計基準委員会（2008）4頁。

¹⁵ 日本公認会計士協会他（2014）18頁。

4. 開示

9号では、通常の販売目的で保有する棚卸資産の開示について17項、62項から65項までに述べられている。

通常の販売目的で保有する棚卸資産の開示について、「収益性の低下による簿価切下額（前期に計上した簿価切下額を戻し入れる場合には、当該戻入額相殺後の額）は売上原価とするが、棚卸資産の製造に関連し不可避免的に発生すると認められるときには製造原価として処理する。また、収益性の低下に基づく簿価切下額が、臨時の事象に起因し、かつ、多額であるときには、特別損失に計上する。臨時の事象とは、例えば次のような事象をいう（17項）¹⁶⁾」と述べて、次の2つの事象を掲げている。

- (1) 重要な事業部門の廃止
- (2) 災害損失の発生

さらに、「収益性が低下した場合において、原材料等に係る簿価切下額のうち、例えば品質低下に起因する簿価切下額など製造に関連し不可避免的に発生すると認められるものについては、製造原価として処理することとなる（第17項参照）。なお、そのような場合であっても、当該簿価切下額の重要性が乏しいときには、売上原価へ一括計上することができるものと考えられる（62項）¹⁷⁾」と述べている。

図表5左側に示されるように、9号では、収益性の低下による簿価切下額の開示は①売上原価として処理、②製造原価として処理、③特別損失に計上、そして、④重要性が乏しいときには、売上原価へ一括計上する。

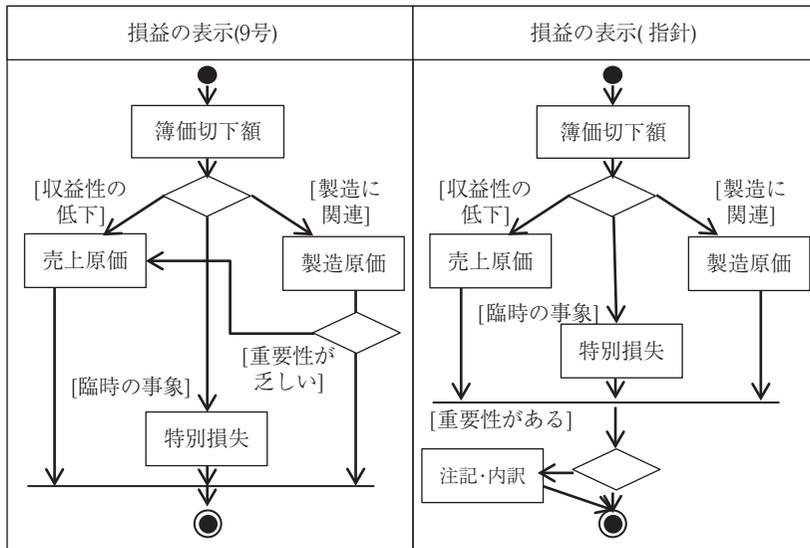
これに対して、指針では、棚卸資産の開示について「(1) 棚卸資産に係る簿価切下額は、次のとおり表示する。① ②、③以外のものは売上原価、② 棚卸資産の製造に関連して発生するものは製造原価、③ 臨時の事象に起因し、かつ、多額であるものは特別損失、(2) 棚卸資産に係る簿価切下額のうち、重要性のあるものについては、注記による方法又は売上原価等の内訳項目として表示することが望ましい。（29項）¹⁸⁾」と述べている。

9号と指針とを比較すると、図表5上部に示されるように、①売上原価として処理する、②

¹⁶⁾ 企業会計基準委員会（2008）6頁。

¹⁷⁾ 企業会計基準委員会（2008）21頁。

¹⁸⁾ 日本公認会計士協会他（2014）18-19頁。



図表5 収益性の低下に係る損益の表示
出所) 筆者作成。

製造原価として処理する、そして、③特別損失に計上する。これらについては同様である。しかし、9号では、図表5左側下部に示されるように、④重要性が乏しいときには、売上原価へ一括計上するのである。指針では、図表5右側下部に示されるように、④重要性のあるものは注記または売上原価等の内訳項目として表示すると述べられて、開示においても重要性の判断が求められている。

5. 問題点

中小企業庁は2010年9月に、『中小企業の会計に関する研究会・中間報告書』（以下、中間報告書と省略する）を公表し、2012年2月に『中小企業の会計に関する基本要領』（以下、基本要領と省略する）を公表している。

中間報告書は、「中小指針における個別勘定項目について、『会計参与が取締役と共同して計算書類を作成するに当たって拠ることが適当な会計のあり方を示すもの』、『企業の規模に関係なく、取引の経済実態が同じなら会計処理も同じになるべき』とする中小指針の性質上、個別勘定項目において、中小企業にとって難しい又は使いづらい点が生じているのではないか¹⁹⁾」として、さらに、棚卸資産について「期末の時価が簿価より下落し、かつ、金額的重要性があ

¹⁹⁾ 中小企業庁（2010）26-27頁。

る場合には、時価をもって貸借対照表価額としなければならないと規定している。この点について、中小企業にとっては、一度、必ず時価で算定をした上で、重要性の判断をする二重の事務負担が発生している等の弊害がある点が指摘された²⁰⁾と述べている。このような意見を反映して、基本要領では「(1) 棚卸資産は、原則として、取得原価で計上する。(2) 棚卸資産の評価基準は、原価法又は低価法による。(3) 棚卸資産の評価方法は、個別法、先入先出法、総平均法、移動平均法、最終仕入原価法、売価還元法等による。(4) 時価が取得原価よりも著しく下落したときは、回復の見込みがあると判断した場合を除き、評価損を計上する」と述べている。ここでは、取得原価主義を基礎とした処理を示している。

おわりに

本研究の目的は、棚卸資産の評価方法、開示方法等について、「企業会計基準第9号」と、「中小企業の会計に関する指針」とを比較して、中小企業のための会計制度における棚卸資産の評価に関する問題点を明らかにすることであった。

9号と指針とを比較すると、棚卸資産の範囲は同様であるが、9号は通常の販売目的で保有する棚卸資産とトレーディング目的で保有する棚卸資産に区分しているのに対して、指針では棚卸資産を通常の販売目的で保有する棚卸資産としている。評価について、9号では、通常の販売目的で保有する棚卸資産は、期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額とするとしているが、指針では、期末における正味売却価額が帳簿価額より下落し、かつ、金額的重要性がある場合には、時価をもって貸借対照表価額とするとしている。このように、指針では重要性の判断が要求されているのである。開示について、9号では、重要性が乏しいときには、売上原価へ一括計上するのであるが、指針では、重要性のあるものは注記または売上原価等の内訳項目として表示すると述べられて、開示においても重要性の判断が求められている。

中小企業の会計に関する基本要領では、指針のこのような処理に対して、時価が取得原価よりも著しく下落したときは、回復の見込みがあると判断した場合を除き、評価損を計上するとして、重要性の判断を求めない処理を示しているのである。

²⁰⁾ 中小企業庁（2010）27頁。

参 考 文 献

- [1] 安藤英義他 (2007) 『会計学大事典 第五版』中央経済社。
- [2] 企業会計基準委員会 (2008) 企業会計基準第9号『棚卸資産の評価に関する会計基準』。
- [3] 中小企業庁 (2010) 『中小企業の会計に関する研究会・中間報告書』経済産業省。
- [4] 中小企業庁 (2012) 『中小企業の会計に関する基本要領』中小企業の会計に関する検討会。
- [5] 日本公認会計士協会・日本税理士会連合会・日本商工会議所・企業会計基準委員会 (2014) 『中小企業の会計に関する指針 (平成25年版)』
- [6] 企業会計基準委員会 (2010) 『中期運営方針』平成22年6月16日。
- [7] Booch, G., J.Rumbaugh and I.Jacobson (2004), *Covers UML 2.0 The unified modeling language user guide Second Edition*, Addison-Wesley (羽生田栄一 (2010), 『UML ユーザガイド』ピアソン・エデュケーション)。